三重県版経営向上計画の認定制度のご案内

◇三重県版経営向上計画とは

去る平成 26 年 4 月 1 日に施行された「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第 16 条に基づき、創設された三重県の経営計画認定制度で、県内の同企業の経営向上への主体的な努力を促進し、挑戦を後押しするだけでなく、各事業者の意欲を引き出すため、多様な同企業がその発展段階に応じて作成する経営計画を認定し、同企業の成長と三重県経済の活性化を図る。

◇認定制度の概要など

三重県版経営向上計画は同企業の発展段階に応じ、下記３段階の申請が可能。

ステップ １　まずは、経営課題を把握・整理し、計画を作成
(受付:随時)　事業者と地域インストラクター等との対話による計画作成支援

ステップ ２　次に、具体的な実施計画を作成・実行
(受付:随時)　専門家派遣（上限３回まで無料）による現場改善支援

ステップ ３　最後に、本格的な実行計画を作成・実行
(受付:月１回)　みえ地域コミュニティ応援ファンド（１次審査免除＋２次審査加点）みえ経営向上支援資金（県単融資制度）等、資金調達支援
（但し、助成金の採択、融資実行を確約するものではありません。）
認定申請窓口　公益財団法人三重県産業支援センター
（また、県内各商工会議所等を通じて申請することもできます。）

※なお、上記制度の詳細は、公益財団法人三重県産業支援センターの公式ＨＰ（http://www.miesc.or.jp/）をご覧ください。